

藩
地
事
務
局

甲
廿
三
号

七
年
五
月
二
十
四
日

御
用
掛

轍
輔

典
正

月
草
連
清
印

工
部
省
へ
御
回
答
案

過
日
御
掛
合
有
之
候
高
島
石
炭
代
價
之
儀
大
隈
長
官
歸
京
二
付
可
及
御
回
答
旨
致
兼
知
候
右
代
價
之
義
八
長
崎
中
同
所
鑛
山
寮
へ
引
渡
相
濟
候
間
左
様
御
兼
知
可
有
之
候
此
段
及
御
答
候
也

二
十
四

藩
地
事
務
局

五月二十四日

岩橋大藏少丞

工部大少丞

御中

追而本行之外其後於長崎表買入候石炭代
之義ハ同所ヨリ勘定書差越次第御廻致有
之度存候也

乙十四号

乙十四号



高嶋石炭代價請取方之儀云々別紙之通工部省
ヨリ掛合越候ニ付及御送致候條御落字有之度
候也

七年五月廿四日

大藏省

岩橋大藏少丞殿

新地御書

乙十四号ノ二

五ノ第廿六因

第千三百五十七号

高嶋石炭代價請取方之儀過日御掛合ニ及候處
大隈長官歸京之上委詳御決答可有又旨御廻答
之處最早歸京相成候ニ付テハ至急御答有又度
此段御掛合ニ及候也

七年五月廿三日 工部大少丞

岩橋大藏少丞殿

二十四

岩橋大藏少丞殿

皇朝通志

四庫全書

七年五月三十日

長官 大隈

御用掛

輔

御電報案

セキタン ワ フ子ゴトニ ヨライ
アリ イマダ フソク イタスマジク
マタ キイロン ニテ カイイレ デキ
又 ホヲ今 ナシ ヌエニ キンゲツ

二十四

電報局

カエル フ子ノ タヨリ シダイ シヨ
ブン イタス

大隈長官

長崎蕃地事務局

林 海軍大佐殿

横山租税権助殿

五月廿九日午後一時

第七十一号官報

出 長崎横山租税権助林海軍大佐ヨリ

届 大隈殿エ

フ子ナクシテセキタンヲクルコトデキス
シヨカンセンシンタイイカガアラントニ
チヤクシレスコンニチノキウムハセキタ
ンナリイソギコレヲヲクルコトカンヨラ
ナリカイソヲマルサガノサニニワカヤ
マニヲクルコノフ子カルコトデケンカイ

ソヲカイシヤエゴダンジドレデモイツソ
ヲカリウケスミヤカニヲマワシクダサレ

五月廿九日 着 技術方

外務省事務

甲第十五号

七年五月廿五日



御用掛

外務省へ御照管案

先般御打合之上相定候支那各港我領事擔
當條件之儀者既ニ御省ヨリ各領事へ御達
相成候儀ト存候得共若未夕御差出不相成

二十五

外務省